

作業環境測定は 日本分析にお任せください

作業環境測定を
行っていますか

労働者の健康障害を未然に防止することが必要です。

最も基本的な対策として、有害要因を根本的に作業環境から除去しようとする作業環境管理が必要となります。当社では有害業務の有無や作業環境測定の助言までは無料で行っています。

お気軽にご相談下さい。

作業環境測定を定期的に行うことが義務付けられている作業場
(労働安全衛生法第65条関係)

作業場の種類	関連法令	測定間隔
土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則 26条	6月以内ごとに1回
特定化学物質等（第1類物質または第2類物質）を製造、取り扱う屋内作業場など	特化則 36条	6月以内ごとに1回
第1種有機溶剤または第2種有機溶剤を製造、取り扱う業務を行う屋内作業場	有機則 28条	6月以内ごとに1回
石綿等を取り扱い、もしくは試験研究のため製造する屋内作業場	石綿則 36条	6月以内ごとに1回
一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則 52条	1年以内ごとに1回
著しく騒音を発する屋内作業場	ガイド ライン	6月以内ごとに1回



デザイン ➡ サンプリング ➡ 分析「有機溶剤・特化物・金属・粉塵」 ➡ 評価

※分析の結果に基づいて、作業場の評価を行います



＼お気軽にお問い合わせください！／

▼▼  お問い合わせフォームはこちら ▼▼

<https://www.n-bunseki.co.jp/support/contact>

 株式会社 **日本分析**

測定技術課

〒174-0056 東京都板橋区志村1丁目15番14号

TEL: 03-5914-4431(代) FAX: 03-5914-4432